

# 山梨県公報

第十四号

令和元年

六月二十四日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○令和元年度の自衛官募集……………一三三  
○浸水想定区域等の決定……………一三四

### 公告

○水防法に基づく水防警報をする河川の指定……………一三四  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一三四

## 告示

### 山梨県告示第三十四号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和元年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和元年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

#### 一 自衛官候補生

募集期間	試験期日	試験場の名称及び位置
令和元年七月十八日(木)まで	令和元年七月二十七日(土)	自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
令和元年八月二十二日(木)まで	令和元年八月三十一日(土)	
令和元年九月十九日(木)	(一)筆記試験	(一)筆記試験

#### 二 一般曹候補生(二等陸士・二等海士・二等空士)

募集期間	試験期日	試験場の名称及び位置
令和元年七月一日(月)から同年九月六日(金)まで	(一)一次試験(筆記試験) 令和元年九月二十日(金) から同月二十二日(日) までの間の指定された一日	(一)一次試験 甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 山梨県立男女共同参画推進センターびゅあ富士 都

まで	令和元年九月二十日(金) から同月二十二日(日) までの間の指定された一日	甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 山梨県立男女共同参画推進センターびゅあ富士 都留市中央三丁目九番三号 (二)口述試験及び身体検査 令和元年九月二十八日(土) 又は同月二十九日(日) のいずれかの指定された一日
令和元年十一月七日(木)まで	令和元年十一月十六日(土)	自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地
令和元年十一月二十八日(木)まで	令和元年十二月七日(土)	
令和二年一月十六日(木)まで	令和二年一月二十五日(土)	
令和二年二月六日(木)まで	令和二年二月十五日(土)	
令和二年二月二十七日(木)まで	令和二年三月七日(土)	

(一)二次試験(口述試験及び身体検査)	留市中央三丁目九番三号
(二)二次試験	甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号 自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地

三 航空学生(二等海士・二等空士)

募集期間	令和元年七月一日(月)から同年九月六日(金)まで	試験期日	(一)一次試験(筆記試験) 令和元年九月十六日(月)	試験場の名称及び位置	(一)一次試験 甲府地方合同庁舎 甲府市丸の内一丁目一番十八号
------	--------------------------	------	-------------------------------	------------	------------------------------------

山梨県告示第三十五号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条の規定により富士川水系釜無川、日川、重川及び御勅使川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定により告示する。その関係図面は、山梨県土木整備部治水課、中北建設事務所、中北建設事務所峡北支所及び峡東建設事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公 告

● 水防法に基づく水防警報をする河川の指定

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報をする河川を次のとおり指定した。

令和元年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

水系名	河川名	指 定 区 間
富士川	釜無川	(左岸) 北杜市白州町花水字花水二千二百四十九番の三地先から 北杜市水神一丁目官有無番地地先まで (右岸) 北杜市白州町台ヶ原字花水三百八十番の二十二地先から 北杜市神山町鍋山字釜無河原二百十八番の百六十九地先まで
日川		(左岸) 甲州市勝沼町上岩崎字狐原八百四十三番の一地先から 笛吹市一宮町田中字山之神百三十三番の三地先まで (右岸) 甲州市勝沼町勝沼字御所二千五百二十番の十地先から 山梨市一町田中字前田九十一番の二地先まで
重川		(左岸) 甲州市塩山上粟生野字長田千六百六十九番地先から 山梨市歌田字北川原千七百七十九番の二地先まで (右岸) 甲州市塩山千野字下河原官有無番地地先から 山梨市下石森字雲林五百八十四番の五地先まで
御勅使川		(左岸) 南アルプス市須澤字清水百七十四番の一地先から 北杜市龍岡町下條南割字西原官有無番地地先まで (右岸) 南アルプス市駒場字東畑官有無番地地先から 南アルプス市六科字北新田四百四十八番の一地先まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和元年六月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市境川町石橋字三間畔千八百八十一番一の一、千八百八十一番二から千八百八十一番四まで、千八百八十一番五の一及び千八百八十一番七の一並びに字下釜田千二百一十一番一の一、千二百一十一番三から千二百一十一番五まで及び千二百四十一番二の一並びに字上穂垂千二百五十三番一、千二百六十番二及び千二百六十番三並びに字佛具千四百六番一、千四百六番三の一、千四百

百十五番三の一部、千四百三十二番二の一部及び千四百三十二番三の一部、道並びに水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 茨城県笠間市福田九百六十一番地二十 株式会社潤工社 代表取締役 十河衛

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番